こども会等行事助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内のこども会等（以下「こども会」という。）が実施する親睦会、地域住民との交流会等の行事に対し、活動費用の一部を助成することを目的に定める。

（助成対象事業）

第２条　助成対象となる事業は、次の各号に助成するものであって、助成金は当該年度の予算の範囲内で行い、助成限度額は別表に定めるものとする。

（１）こども会が単独で実施する行事

（２）こども会が地域住民と交流して実施する行事

（３）その他伊勢市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が必要と認めた事業

（助成対象経費）

第３条　助成金の交付対象となる経費は、こども会が対象事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

（助成金の申請）

第４条　助成を受けようとするこども会は、こども会等行事助成事業助成金申請書（様式第１号）を期日までに社協会長へ提出する。

（助成の決定）

第５条　社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、こども会等行事助成決定通知書（様式第２号－１）またはこども会等行事助成却下通知書（様式第２号－２）をこども会へ通知する。

（事業の報告）

第６条　助成金の交付を受けたこども会は、最終事業終了後、その日から30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、こども会等行事助成事業実施報告書（様式第３号）、および領収証（原本）を社協会長へ提出する。

（助成金の返還）

第７条　助成金を受けたこども会が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

（２）助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

（３）助成金を目的外に使用したとき

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１８年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成１９年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２４年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年１０月　１日より施行する。

この要綱は、令和　元年　５月　１日より施行する。

この要綱は、令和　元年　８月　１日より施行する。

この要綱は、令和　３年　４月　１日より施行する。

この要綱は、令和　４年　４月　１日より施行する。

この要綱は、令和　５年　４月　１日より施行する。

この要綱は、令和　６年　４月　１日より施行する。

**別表（第２条関係）**

|  |  |
| --- | --- |
| 対 象 事 業 | 助成限度額 |
| 1. こども会等が単独で実施する行事
 | １０，０００円 |
| 1. こども会等が地域住民と交流して実施する行事

*（こども会等の会員だけでなく、地域の方々も交えて行う行事のことです）* | １０，０００円1行事につき10,000円の助成2行事（20,000円）まで助成可能 |

※①のこども会等の会員だけで行う行事に対しては、年間10,000円の助成しか出来ません

**※助成申請の例**

1. こども会等が、どの行事も単独でしか行わない場合

→年間10,000円の助成となります

1. こども会等が、1行事は単独で、もう1行事は地域の方々も交えてする場合

→１事業につき10,000円の助成なので、20,000円助成することができます。

1. こども会等が、2行事とも地域の方々を交えてする場合

→１事業につき10,000円の助成なので、20,000円助成することができます。

**別表（第３条関係）**

１　助成対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 詳細 |
| 消耗品費 | チラシ等に使用するコピー用紙等 |
| 材料費 | 行事で使用する材料費（景品、参加賞、カキ氷の氷や蜜、お菓子作り等の材料、飲料代等） |
| 使用料 | 施設等の使用料（入園料、体験料） |
| 賃借料 | 会場費、貸切バス代 |
| 講師謝礼及び旅費 | 人形劇、紙芝居等の講師謝礼及び旅費 |

２　助成対象外の経費

（１）貸切バス以外の乗り物経費（タクシー代、電車代、自動車のガソリン代等）

（２）外注の食事代

（３）活動に関する損害保険料

（４）金券・図書券（図書カード）等（金品に交換可能なもの）